

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日



神奈川県立川崎工科高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な姿勢

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいかに卑劣でいじめられる側に取り返しの付かない影響を及ぼすかをすべての生徒・保護者・学校職員が理解を深めることを旨として、いじめの未然防止、早期発見、迅速対応のための対策を行います。また、家庭・地域・関係機関との日常的な連携を大事にし、生徒をとりまく環境の整備を図り、常に安心して勉学ができるように、学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

本校職員は、すべての生徒が安心して勉学やその他の活動に取り組めるように、家庭・地域・関係機関と連携しながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、組織的に対応します。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするよう努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象の学校生活アンケート実施
 - ・ 学期に1回以上のアンケート調査を実施（年3回）
 - ・ いじめの相談や訴えがあった時は、迅速に対応する。

- ② 教育相談（個人面談・三者面談等）を通じた学級担任による生徒・保護者からの聞き取りとその把握
- ・ 教育相談習慣の位置づけ
 - ・ いつでも利用できる相談室、相談しやすい環境の整備
 - ・ スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターの活用

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめの早期解決に向け、「いじめ事案への対応フロー図」のとおり対応します。
- ・ いじめを見た、またはその疑いがあった場合は、その場で、すぐにいじめをやめさせ、いじめに関係している生徒に適切な指導を行います。
- ・ いじめの相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援を継続的に行います。また、いじめを行った生徒への指導・支援と保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担していることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ いじめが犯罪行為と認められる場合は、県教育委員会や所管警察署に相談して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処することができるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ防止等対策委員会」を設置し、学校基本方針に基づく取組みや年間計画の作成、取組みの見直し等を行います。《定例開催》

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担います。《緊急開催》

(1) いじめ防止等対策委員会の構成

《定例開催》（学期に1回程度開催）

管理職、生徒支援グループリーダー、生徒指導チームリーダー、
生徒支援チームリーダー、学年リーダー、教育相談コーディネーター、
教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

※ 内容に応じて、生徒、PTA、地域（学校評議委員、近隣自治会、民生委員等）の参加を可能な限りお願いし、構成員は柔軟に検討し校長が任命する。

《緊急開催》

管理職、生徒支援グループリーダー、生徒指導チームリーダー、
生徒支援チームリーダー、学年リーダー、教育相談コーディネーター、
教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

※ 事案内容により依頼可能な第三者の参加を教育委員会と協議し、構成員は柔軟に検討し校長が任命する。

(2) 活動内容

《定例開催》

- ・ いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・情報への対応
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

《緊急開催》

- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の記録・報告

4 重大事態への対処

生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応します。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、生徒支援グループリーダー、生徒指導チームリーダー、
生徒支援チームリーダー、学年生徒指導担当者、学年リーダー、
教育相談コーディネーター、学年教育相談担当者、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※ 事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。

※ 組織を構成する第三者の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定

する。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法での提供・説明
- ・ 県教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

5 調査結果の公表

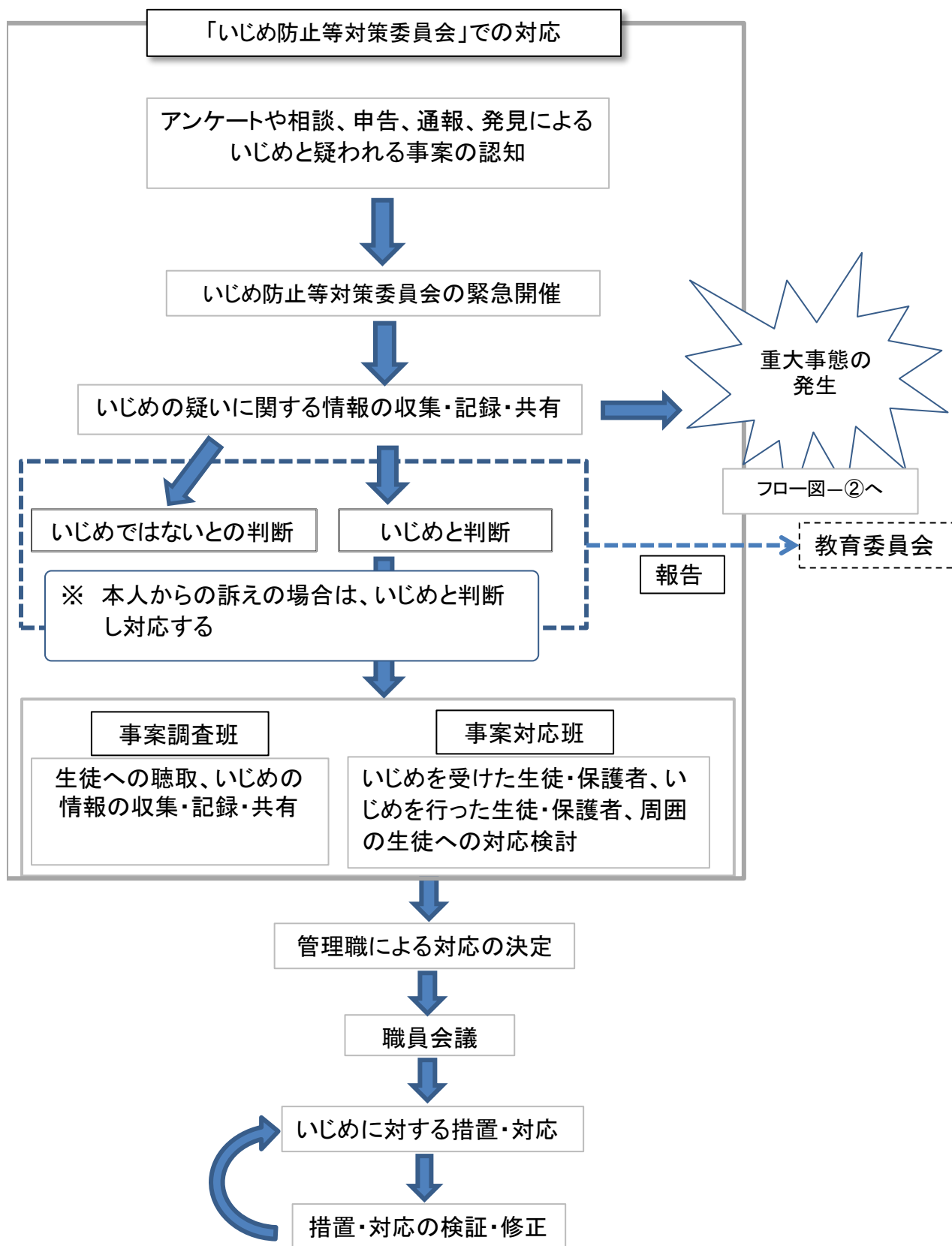
学校又は県教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加えて、適正に各事項の取組みを評価します。

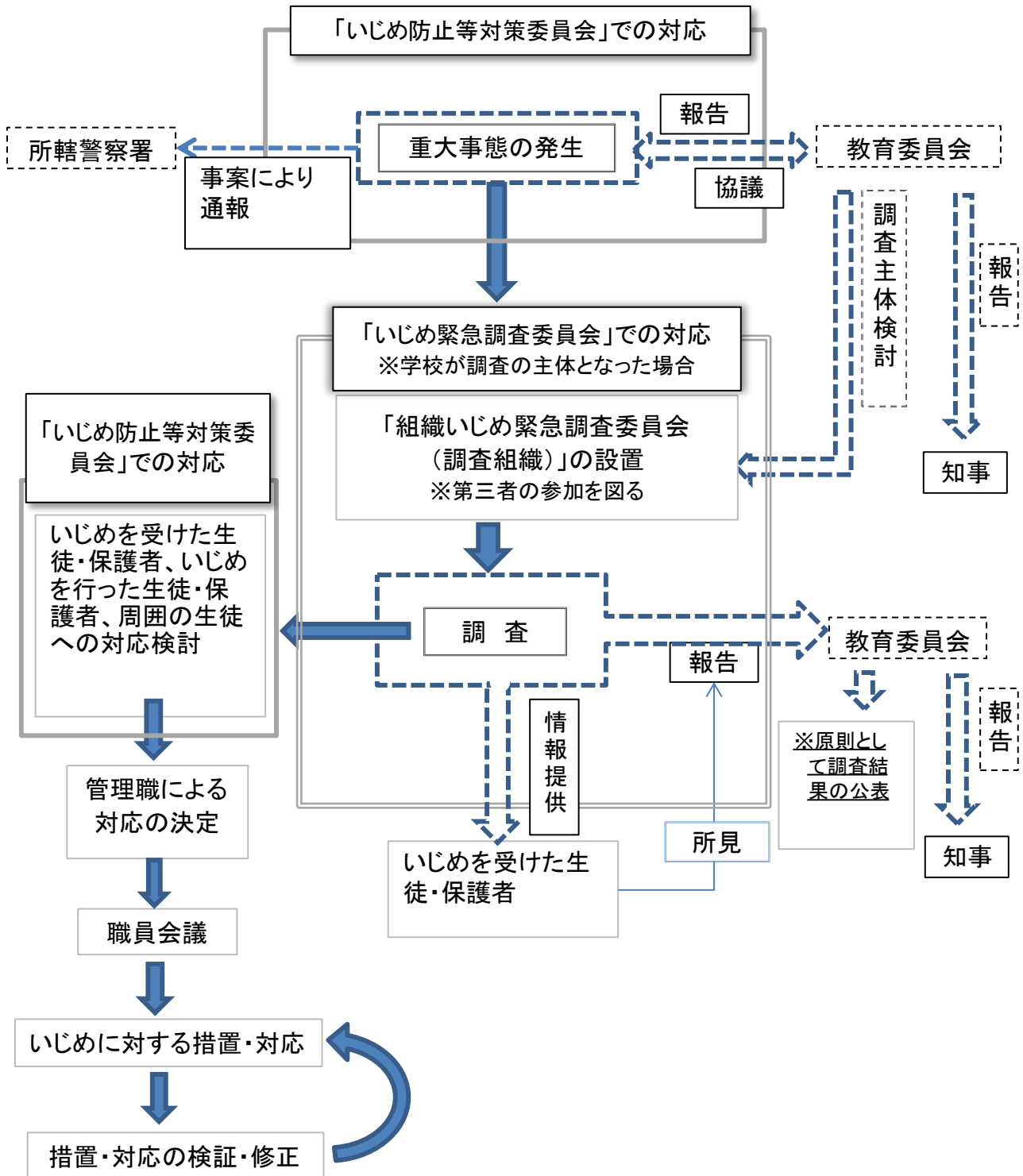
- ・ いじめの未然防止の取組みに関すること
- ・ いじめの早期発見の取組みに関すること

○ いじめ事案への対応フロー図－①



- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する
- ※ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ

○ いじめ事案への対応フロー図－②



- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する。
- ※ 生徒やその保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある。
- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う